

平成24年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社長谷工コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 大栗育夫
(コード番号 1808 東証・大証 各市場1部)
本 社 所 在 地 東京都港区芝二丁目3番1号
問 合 せ 先 執行役員 広報IR部 担当 岡田 裕
(TEL 03-3456-3900)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、第95期定時株主総会及び各種類株式にかかる種類株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、現在、取得条項付株式である第1回B種優先株式を8,000万株発行しておりますが、この優先株式は、平成27年10月以降、普通株式への転換が可能とされております。平成24年2月に中期経営計画「PLAN for NEXT (略称: 4N計画)」のなかで公表しておりますとおり、第1回B種優先株式の普通株式への転換による普通株式の希薄化(発行済株式数の増加による、一株当たりの価値の低下)を回避するため、現存する第1回B種優先株式全部を、平成27年10月からの転換期間到来までに期間利益をもって強制償還(当社が定款の定めに従い金銭を対価として優先株主の所有する優先株式を取得すること)する計画であります。そのため、現行定款第17条(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還))に定める強制償還可能期間を1年延長し、第99期事業年度の9月30日(平成27年9月30日)までとすることによって確実に強制償還を遂行したいと考えております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還)) 第17条 当社は、第93期事業年度以降、 <u>第98期</u> 事業年度の9月30日までの間いつでも、1B優先株主または1B質権者の意思にかかわらず、取締役会が別に定める日をもって、1B優先株式の全部または一部を強制償還することができる。 2項以下 (条文省略)	(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還)) 第17条 当社は、第93期事業年度以降、 <u>第99期</u> 事業年度の9月30日までの間いつでも、1B優先株主または1B質権者の意思にかかわらず、取締役会が別に定める日をもって、1B優先株式の全部または一部を強制償還することができる。 2項以下 (現行どおり)

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催予定日

(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる)

平成24年6月28日

定款一部変更のための第1回B種優先株式にかかる

種類株主総会開催予定日

平成24年6月27日

定款変更の効力発生予定日

平成24年6月28日

以上